



飼料の安全確保の徹底について

今般、運送業者等が一因となる飼料事故が断続的に発生しており、注意喚起を行っているところです。

家畜飼養者の皆様におかれましては、以下に示すポイントに注意し、飼料事故の防止に努めるようお願いいたします。

運送業者が関係した飼料事故

- 1 農家から発注を請け負った運送業者の誤発注により、**肥育豚用飼料**に添加が認められていない飼料添加物を含む**子豚用飼料**が**肥育豚**に給与された。
- 2 **ブロイラー用飼料**を中継保管施設に輸送する際に**豚用飼料**が残存したコンテナが用いられ、**ブロイラー用飼料**に添加が認められていない飼料添加物を含む**豚用飼料**が混入した飼料が**ブロイラー**に給与された。

飼料の納入時に注意すべきポイント

- 1 飼料タンクに識別番号や投入する飼料の名称等を明示することによって、**誤投入**が起こらないよう努める。
- 2 **誤投入**に気付いた時は**家畜への給与は行わず**、飼料関係者に連絡する。
- 3 可能な限り、飼料タンクへの投入に立ち会う。
立ち会えない場合は、納品された飼料が発注した飼料と同じであることを当日中に飼料現物と納品書を照合し**確認**する。
- 4 飼料の納品状況が**記録**される体制を整える。
(納品書を保管する台帳を備え付ける等)

家畜に異状が見られたら

直ちに青森家畜保健衛生所にご連絡ください

電話：017-764-1744

夜間・休日：090-2274-0474